

令和8年度愛媛県後継者 新事業展開支援事業費補助金

愛媛県では、事業承継を契機とした第二創業や新規事業展開に意欲的な後継者（承継後10年未満）及び後継予定者がいる県内中小企業に対し、企業価値の向上及び早期の事業承継につなげるとともに県内中小企業の持続的な発展を図ることを目的として本補助金事業を実施します。

1. 補助対象者

- 県内に主たる事業所を有する中小企業であること
- 次に掲げる要件を満たす補助金当事者がいること
 - 県内に主たる事業所を有する中小企業の承継後10年未満の後継者又は後継予定者で、事業承継を契機とした第二創業や新規事業展開に意欲的な者
 - 愛媛県官民共創拠点「E:N BASE」の会員登録をしていること



2. 補助メニュー

補助対象事業	県内中小企業の後継者（承継後10年未満）及び後継予定者による第二創業及び新規事業展開に係る取組（原則、家業で既に実装しているサービス等は除く。ただし、知事が特に認めるものはこの限りではない。） 例）市場調査、新商品開発、テストマーケティング、DX化事業、海外輸出展開	
補助対象経費	経費区分	内容
	報償費	専門家等謝金 等
	旅費	旅費・交通費
	需用費	消耗品費、印刷製本費 等
	役務費	通信運搬費、通訳料、翻訳料、保険料、雑役務費 等
	広告宣伝費	広報チラシ、ポスター、ホームページ等の制作料、テレビ・ラジオCM放送料 等
	委託費	外部への委託に要する経費
	使用料及び賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料 等
	原材料費	商品開発等に使用する原料、材料、副資材等の購入に要する経費
	設備・備品購入費	設備・機械・備品、構築物等の購入、製作、改良又は修繕等に要する経費（汎用性が高いものを除く）
	事業関係費	調査・研究費、会場整備費、教材費、受講料 等
	人件費	補助期間内に補助事業に直接従事する従業員に対して支払われる給与・賃金（代表者や役員等の人件費を除く）
	その他の経費	上記以外の経費で、特に知事が必要と認める経費
補助率	補助対象経費の2/3以内	
補助限度額	100万円	
募集期間	令和8年6月5日（金）～令和8年7月17日（金）17：15（資料必着）	

3. お問い合わせ

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課地域産業係（愛媛県庁第二別館 6階）
TEL:089-912-2484 FAX:089-912-2469

※募集要項及び様式等は、愛媛県庁ホームページに掲載しています。
〔県庁ホームページ⇒組織でさがす⇒経営支援課⇒「事業承継支援」に掲載〕



（二次元コード）